

確定申告 お早めに

今年も、確定申告の時期になりました。例年のことですが、昨年一年間の収入や経費を調べ直すために、帳簿類をとりそろえるなど、何かと忙しいときではないでしょうか。

でも、確定申告をすることによって、あなたの昨年一年間のまとめをしてみることが、今年あなたの営業にとってもプラスになる面があると思います。

白色申告の人は、この際思い切ったところで、3月10日過ぎになりますと、税務署は大変混雑します。申告は正しくお早めに。申告書の書き方など、分からない点は、税務署や申告相談でお尋ね下さい。

確定申告の 必要な人

○一般の人

- ・ 商業、工業、医業、農業、漁業などを営んでいる人
 - ・ 地代、家賃、配当、不動産の売却などの所得のある人
 - ・ 60年中の各種の所得金額の合計額が、基礎控除（33万円）配偶者控除（33万円）扶養控除（一人当たり33万円）その他の所得控除の合計額を超える人は必ず申告しなければなりません。
- ※ 昨年、新しく開業された人や昨年まで申告義務のなかった人は、もう一度所得を確認してみてください。



（参考）

60年分の所得金額が、次の額を超える場合には申告が必要です。

- ・ 独身者の場合……………33万円
- ・ 夫婦者の場合……………66万円
- ・ 夫婦と子供1人の場合……………99万円
- ・ 夫婦と子供2人の場合……………132万円
- ・ 夫婦と子供3人の場合……………165万円

なお、社会保険料控除、生命保険料控除や損害保険料控除があれば、さらにこの金額に上積みとなります。

○サラリーマン

サラリーマン（給与所得者）の所得税は、年末調整によって精算されるのが普通であり、確定申告の必要はありません。しかし、次のような人は申告しなければなりません。

- ・ 給与の年収が1千5百万円



を超える人

- ・ 給与以外の所得が20万円を超える人
- ・ 二カ所以上から給与をもらっている人

贈与税の 申告

贈与税は、個人から財産をもらったときに、もらった人にかかる税金です。

財産の贈与は、主に夫婦や親子の間で行われることが多いので、贈与税のことをうっかり忘れていたという人も案外多いようです。例えば、金銭のやりとりをしないで、親が所有していた土地や家屋を子の名義に変えたり、夫名義の株式を妻名義に変えたりしたときは、贈与があったものとされます。

また、形式的には金銭の貸借になっても「ある時払いの催促なし」のように実質的に贈与と認められるものについては、贈与税がかかります。

昨年中に贈与を受けた財産の価額を合計して、六十万円を超えるときは、贈与税の申告をしなければなりません。

贈与税の申告と納税は、二月一日から三月十五日までです。

期限内に正しい申告と納税をしましょう。

ところで、共働きの夫婦が例えば一千万円の住宅を買う場合、夫が七百万円、妻が三百万円負担し、その住宅を夫名義にすると、妻から夫へ三百万円の贈与となります。この場合、負担額に応じた持ち分の共有名義（夫五、妻五）にすれば贈与になりません。

また、夫婦の間で、居住用の土地や建物の贈与が行われたときは、一定の要件のもとに、基礎控除六十万円のほかに「配偶者控除」として最高一千万円までの控除が受けられる特典があります。

サラリーマンの 還付申告

大部分のサラリーマンの所得税は、年末調整によって精算され改めて申告の必要はありませんが、次のような事由がある人は申告すれば所得税が返ってくる場合があります。

- ① 火災や風水害、盗難などの被害を受けたとき
- ② 病気や出産などで多額の医療費を支払ったとき
- ③ マイホームを取得し、割賦償還金の支払いがあるとき